

山口市地域生活支援拠点等の整備について

令和6年1月31日
山口市障がい福祉課

目次

- (1) 山口市地域生活支援拠点等の整備とは
- (2) 整備手法
- (3) 今後の進め方
- (4) 地域生活支援拠点等の各機能
- (5) 地域生活支援拠点等に係る各種加算
- (6) 地域生活支援拠点等の事業所登録

(1) 山口市地域生活支援拠点等の整備とは

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

目的

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
⇒ 障がい者等の地域での生活を支援する。

実施主体

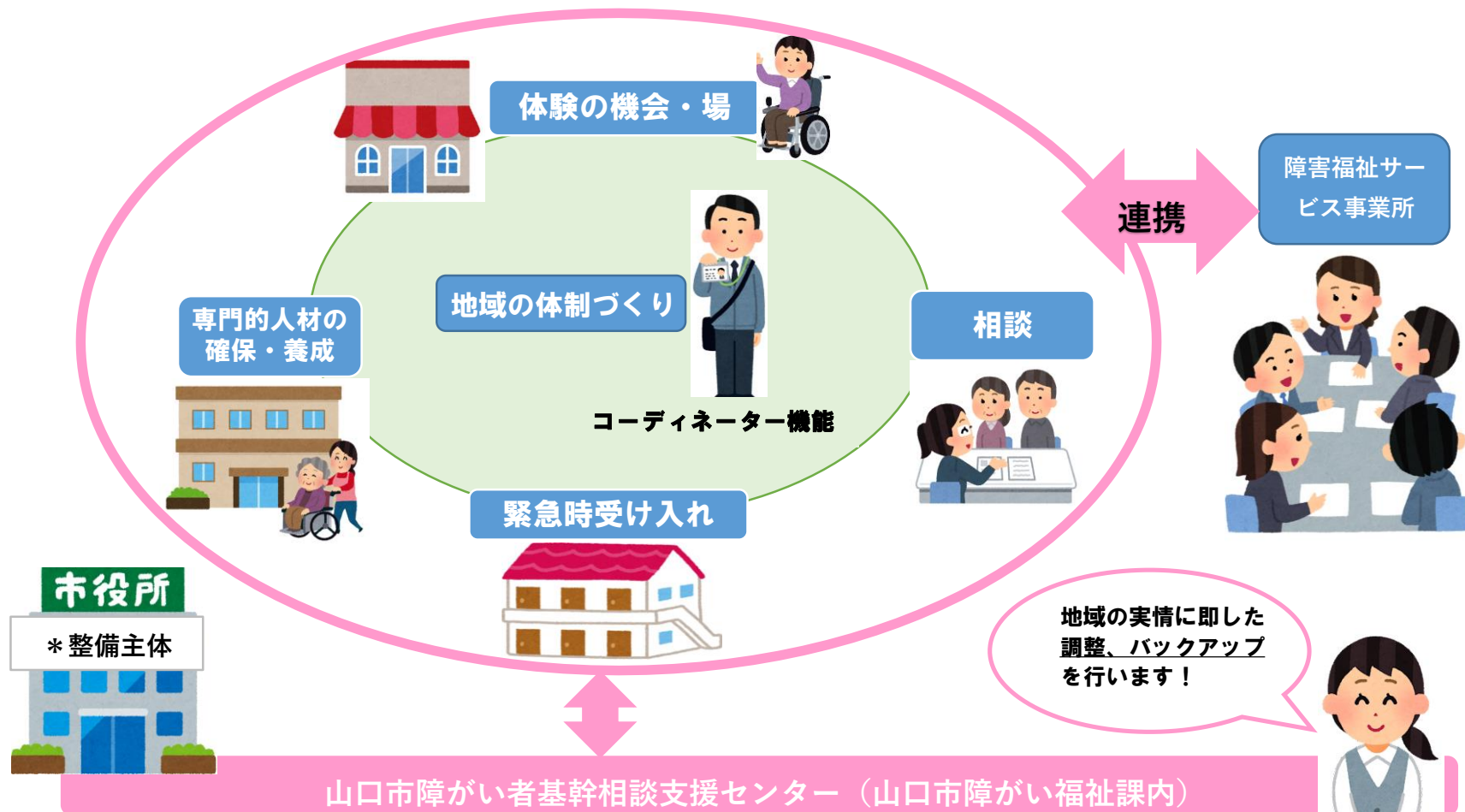
山口市(事業者と連携し実施)

※緊急時とは

介護者の傷病、入院・入所、事故等やむを得ない理由により、障がい者が居宅で生活することが困難となった場合

(2) 整備手法

面的整備型(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制)



本市においては、障がい特性など専門性のある事業所が多く存在しており、既存の連携した体制を活かした整備が可能であるため、面的整備型とする。

※多機能拠点整備型は居住支援のための機能を1つの拠点に集約する手法であり、1法人に負担がかかる。

(3) 今後の進め方

令和6年3月末までに整備し、4月から運用開始

・親亡き後など緊急時の対応及び緊急時に備える体制を優先的に整備する

1 地域生活支援拠点等の事業所登録の受付開始

2 拠点機能①相談

利用対象者事前登録の開始

3 拠点機能②緊急時の受け入れ・対応

短期入所等受入事業所の登録開始(緊急時の協力体制確保)

コーディネート事業、緊急短期入所事業(共に市独自制度)の創設

・運用状況の検証及び検討を行いながら、不足している機能の整備、入所・入院から地域移行・定着の推進など充実を図っていく

※2か月に1回程度の連携会議の開催

(4) 地域生活支援拠点等の各機能

拠点機能① 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

機能を担う機関

- ・一般相談支援事業所
- ・特定相談支援事業所
- ・障害児相談支援事業所
- ・市障がい者基幹相談支援センター

○平常時

- ・普段から緊急時の対応を意識したサービス等利用計画を作成する。短期入所の体験など。
- ・緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、緊急時の短期入所受入のための事前登録を行う。名簿管理。

○緊急時

- ・対象者から緊急の連絡を受けたとき、相談支援事業所と市障がい者基幹相談支援センターは連携し、サービス調整等を行う。
- ・地域定着支援の利用促進。

拠点機能② 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病などの理由により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難な状態になった時に、短期入所等の施設受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

機能を担う機関

- ・一般相談支援事業所
- ・特定相談支援事業所
- ・障害児相談支援事業所
- ・市障がい者基幹相談支援センター
- ・短期入所事業所 他
- ・訪問系サービス事業所※
- ・居住系サービス事業所※

・相談支援事業所等は、対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要なサービス(短期入所他)、入院等の調整を行う。障がい者の状態に応じて訪問系サービスの利用も検討する。コーディネート事業(山口市障がい者緊急一時支援事業)を利用。

・短期入所事業所等は、緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

・区分認定のない方は、緊急短期入所事業(山口市障がい者緊急一時支援事業)を利用。

・緊急時対応に関する各種加算の活用

※訪問系サービス事業所
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
※居住系サービス事業所
共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助

コーディネート事業(山口市障がい者緊急一時支援事業)※市独自事業

事業内容

緊急時に必要なサービス調整及び支援

- ・利用者の緊急短期入所等の利用同行
- ・利用者、その家族等からの要請に基づく一時的な滞在による支援 など

利用対象者

市の住民基本台帳に記載されている在宅の障がい者であり、緊急時に支援が必要であると認められる者

実施事業者 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所

事業費

- ・1人1回当たり7,000円、利用者負担なし

利用手続

- ・利用者は利用申請書を市障がい福祉課へ提出
- ・相談支援事業所は支援完了後、実績報告書兼請求書を市へ提出

緊急短期入所事業(山口市障がい者緊急一時支援事業)※市独自事業

事業内容

緊急時に一時的な受け入れのための居室の提供および必要な支援

利用対象者

市の住民基本台帳に記載されている在宅の障がい者であり、緊急時に支援が必要であると認められる者(障害支援区分のある方は介護給付の短期入所での対応)

実施事業者 障害福祉サービス事業者(短期入所事業所他)

事業費

・1人1日当たり11,000円、利用者負担1割(市民税非課税世帯等の方は利用負担なし)

利用手続

- ・利用者は利用申請書を市障がい福祉課へ提出
- ・事業所は支援完了後、実績報告書兼請求書を市へ提出

拠点機能③ 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

機能を担う機関

- ・一般相談支援事業所
- ・特定相談支援事業所
- ・障害児相談支援事業所
- ・居住系サービス事業所
- ・短期入所事業所
- ・訪問系サービス事業所
- ・日中活動系サービス事業所※

・相談支援事業所は、病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談等があったとき、緊急時に備えるため、また自立した生活に繋げるため、共同生活援助等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。

・共同生活援助等事業所は、体験利用の要請があった場合は、できる限り協力する。

※日中活動系サービス事業所
生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

拠点機能④ 専門的人材の確保・育成

医療的ケアが必要な者や行動障がいをもつ者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

機能を担う機関

- ・地域自立支援協議会
- ・市障がい者基幹相談支援センター 他

・本市の課題、ニーズに応じた研修を実施し、参加していくことなど

拠点機能⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

機能を担う機関

- ・地域自立支援協議会
- ・市障がい者基幹相談支援センター 他

・地域自立支援協議会による困難事例の検討、情報共有、地域課題の解決、関係機関の連携強化を図る。

・地域移行・地域定着の推進 など

(5) 地域生活支援拠点等に係る各種加算

- ・市が拠点として位置付けた事業所は、その役割を評価する加算を算定することができます。
- ・加算の算定に当たっては、事業所の運営規定に拠点等の機能を担うことを規定し、市へ届出を行うことが要件となるものがあります。
- ・主な加算
 - 【①相談】 地域生活支援拠点等相談強化加算
 - 【②緊急時の受け入れ・対応】 緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算、緊急時の受け入れ機能の強化、緊急時対応加算 他
 - 【③体験の機会・場の提供】 体験利用支援加算、体験宿泊加算 他
 - 【④専門的人材の確保・育成】 重度障害者支援加算
 - 【⑤地域の体制づくり】 地域体制強化共同支援加算

(6) 地域生活支援拠点等の事業所登録

1 運営規定の変更

- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要となります。※記載例は後日お示しします。

2 届出書の提出

- ・事前相談の後、添付書類を添えて障がい福祉課へ届出書を提出してください。
- ・提出書類
 - ① 届出書(要綱様式第1号)・・・1部 ※要綱は後日お示しします。
 - ② 機能を担うことを記載した運営規程・・・1部

3 登録

- ・提出いただいた届出書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、登録決定通知書を事業所へ送付します。
- ・登録していただいた事業所は市ウェブサイト等で公表します。

※なお、別途、加算に係る県への届出(運営規定の変更)が必要となります。